



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

9 月 20 日、日本対ロシア戦で開幕したラグビーワールドカップは、先日、南アフリカの優勝にて幕を閉じました。競技場で観戦された方もいらっしゃることでしょう。ファンゾーンやテレビで、日本代表はもちろん、世界強豪の白熱した試合を見て熱狂された方々は、さっそく寂しい思いを抱かれていますのではないのでしょうか？

ラグビーの後は、11 月 30 日から 12 月 15 日まで熊本県内で開催される「女子ハンドボール世界選手権大会」へと続きます。

開催国として、引き続き、世界の国々を応援して参りましょう！

さて、今回の TM 情報では、消費税増税および軽減税率導入に伴う確認事項、キャッシュレス・ポイント還元事業における消費税の注意点や税務調査について取り上げました。ぜひご一読ください。 敬具



- 消費税増税および軽減税率導入に伴う確認事項
- キャッシュレス・ポイント還元事業に関する消費税の取扱い
- 税務調査で問題視されるポイント
- 秋のお客様紹介キャンペーン

消費税増税および軽減税率導入に伴う確認事項



1. 令和元年 10 月 1 日より、消費税は 8%から 10%へ引き上げられました。また、飲食料品及び定期購読契約に基づく新聞の譲渡について、軽減税率が導入されました。
2. 施行日（令和元年 10 月 1 日）以後に、国内において、事業者が行う資産の譲渡等並びに施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下、「課税仕入れ等」といいます）に係る消費税について、新しい消費税法が適用されます。

したがって、施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入等であっても、施行日以後に行われるものは、経過措置が適用される場合を除き、新消費税法が適用されます。

経過措置については、旅客運賃、電気料金、工事の請負、資産の貸付け、予約販売に係る書籍、通信販売等、それぞれに定めがあります。詳細につきましては、担当者へお尋ねください。



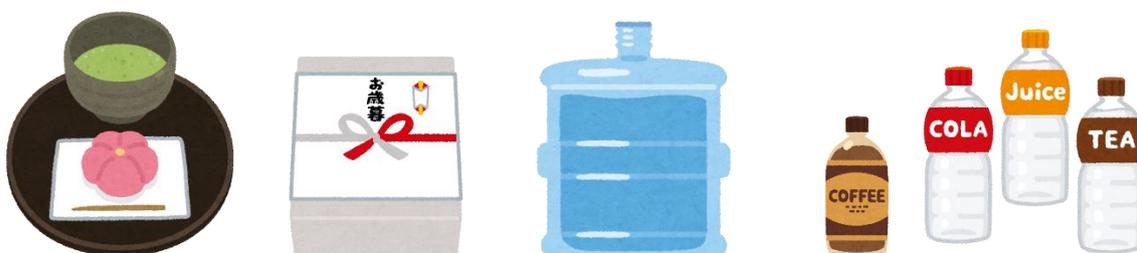
3. 軽減税率が導入される結果、施行日（令和元年 10 月 1 日）を挟む課税期間においては、税率に関する経過措置を含めずとも、3種類の税率の取引が存在することになります。（10%、軽減税率 8%、旧 8%、）

施行日以後に開始する課税期間であっても、それ以前の税率が適用される経過措置対象取引がある場合は、同じ状況が続きます。

	平成26年4月1日～ 令和元年9月30日	令和元年10月1日～	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% (消費税率の 17/63)	2.2% (消費税率の 22/78)	1.76% (消費税率の 22/78)
合計	8.0%	10.0%	8.0%

したがって、正しく消費税の税額計算を行うため、施行日以後、日々の業務において、売上げ・仕入れを、少なくとも税率の異なる3区分にして、経理処理を行います。(消費税率3%、5%の経過対象措置取引がある場合は、さらに、4区分、5区分となります。)

具体的には、売上に関しては、軽減税率の対象品目を取り扱っている飲食料品の卸・小売業者や製造業者、テイクアウトを行う外食等の事業者は、施行日以後は、軽減税率8%と10%それぞれの対象品目と税額を区分して請求書に記載します。そして、軽減税率8%と10%、施行日以前の取引や経過措置対象取引の旧税率8%の3区分に金額を分けて経理処理を行います。



軽減税率の対象品目を取り扱わない事業者でも、福利厚生費・会議費・交際費等として飲食料品を購入する場合は、軽減税率8%の対象品目として経理処理を行います。よって、1枚の領収書やレシートに、軽減税率8%と10%の品目が混在する場合は、必ず、軽減税率8%と10%の品目に分けて経理処理を行ってください。

また、免税事業者も軽減税率の対象品目を販売している場合は、課税事業者に対して交付する請求書等に所定の区分記載が求められることとなります。

キャッシュレス・ポイント還元に関する消費税の取扱い



令和元年10月1日から、消費税引上後9ヶ月に限ったキャッシュレス・ポイント還元事業が始まりました。令和2年6月30日まで実施の制度ですが、「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店登録は令和2年4月末まで申請が可能です。

消費税増税および軽減税率導入による複数税率と、ポイント還元が加わり、仕訳はさらに複雑になりますので、関係する消費税の取扱いを確認します。



クレジット手数料

直接契約により加盟店が信販会社へ支払う手数料（債権譲渡の対価が安くなる部分）は、非課税です。（消費税法施行令第10条第3項第8号）

しかし、最近は決済代行会社を経由しシステム使用料として支払う包括代理店契約方式等が増えており、その場合は手数料が課税となるため、注意が必要です。さらに、電子マネーは類型が多様であり、個々に確認が必要です。

消費者に対するキャッシュバック（メーカーや店舗からのもの）

キャンペーンの一環として、製品を購入した消費者に対してキャッシュバックを行う場合は、売上に係る対価の返還等に該当し（基本通達14-1-2）、販売促進費等で処理することはできません。消費者に付与した自社ポイントが使用された場合も同様です。

デビットカードなど提携企業からのキャッシュバック

ポイントシステムは多種多様で、その発生・流通・利用等の各取引時点における対価性の有無や取引形態などから可否判定することとなりますが、提携企業によるキャッシュバックは一般的に対価の返還に当たらず不課税取引となります。

加盟店手数料補助金

消費税率引上げに伴い9ヶ月間の期間限定で、加盟店（小売業等）が決済事業者を支払う加盟店手数料の1/3を国が補助する仕組みが導入されます。この加盟店手数料の1/3相当額は、公的な国庫補助金を財源とした補填金であり、消費税は不課税です。

補填金は、手数料の値引きではなく、手数料の補填金となるため、決済事業者並びに加盟店双方の会計処理において、「加盟店手数料の値引き処理をしない」ように注意が必要です。

また、前ページで解説したクレジット手数料についても、課税取引・非課税取引を問わず、値引き処理はできません。

税務調査に備えて、日頃から点検しておきたい注意事項

日頃からきちんとした経理処理を心がけていれば、税務調査が入っても慌てる必要はありません。日頃から点検しておきたい注意事項をましたので、ご確認ください。



- 領収書等の証憑書類は、書き損じも保存する。（現金商売の場合、レジペーパー、売上傳票を破棄せず保存する）
- 領収書の取れない支払は、支払年月日、支払先、支払内容を明らかにする。（出金伝票等）
- 白紙の領収書は受け取らない（領収書は必ず支払先に記入してもらう）

- 印紙の必要な領収書には必ず印紙を貼付し、消印してもらう。
- 現金出納帳は日々記帳し、現金残高も毎日確認する。
- 机の引出し等に、不必要な私物を保管しない。
- カレンダーや電話連絡ノート等に、紛らわしい書き込みをしない。

また、下記のような項目も点検して、不適切な処理を防ぎましょう。

- 決算期末の翌月に、不自然に多額の売上が計上されていないか？
- 決算月と決算期末の翌月に売上総利益率に異常数値はないか？
- 決算期末に、不自然に多額の仕入や費用の支払はないか？
- 請求書や納品書の様式が異なっていたり、通常パソコン打ち出しのものが手書きになっていたりしないか？
- 請求書に請求日のないものはないか？



【税務調査で重要視されるポイント】

税務調査では、一般的に過去3期まで遡って調査されることが多いので、その期間の請求書や領収書をきちんと整理し、契約書等の証憑類や給与台帳等も用意します。

常日頃から、これらの書類をきっちり記録し、整理・保管しておくことで安心です。また、領収書の裏には、誰と会食したのかメモするなど、いつでも第三者に説明できる状態にしておきましょう。

売上と経費

税務調査の事前調査では、まず3年間ほどの売上と経費の伸び率が比較されます。経費が大きく伸びている場合には、内容をきちんと説明できることが大切です。

人件費

実際に会社に在籍していないのに、人件費を架空計上しているケースは、税務調査でチェックされるポイントです。このような架空人件費で捻出された資金が代表者個人にわたっている場合には、代表者に対する役員賞与として、また代表者個人の源泉所得税としても課税されます。

交際費

交際費に該当する書類を偽造して処理していないか、交際費ではないのに交際費として計上されていないか等をチェックされます。

修繕費

計上時期が妥当か否か、架空の修繕費の計上はないか等がチェックされます。期末直前に計上した修繕費については、翌期に費用化すべきものが含まれていないか等を確認されますので、きちんとした証拠が必要です。

また、資産の使用可能期間や効用を増加させるような内容は「資本的支出」となりますので、この点も注意しましょう。

減価償却費

個々の金額は10万円未満でも、パソコン、ディスプレイ、プリンター等のように単体では機能しないものは、それらの合計金額により減価償却資産か否かが判断されます。

寄付金

寄付金であっても、その寄付によって自己に便益が及ぶ場合には寄付金とは認められず、その費用は繰延資産とされます。

また、寄付を行っても、それが本来は代表者や役員個人が行うべき場合には、その費用の金額は代表者や代表個人に対する賞与と解釈されます。

印紙税

契約書については、内容によって印紙を貼付しなければならないものが多くありますが、印紙を貼付すべきか否かは、文章の表題ではなく内容で判断されます。また、印紙は消印をして初めて印紙税を納めたと解釈されますが、購入して貼付しただけとなっていないか、改めて確認しましょう。

秋のお客様紹介キャンペーン



当事務所では、昨年に引き続き、秋のお客様紹介キャンペーンを行っています。
昨年はたくさんのご紹介を頂き、事務所一同、大変感謝致しております。
皆様の周りにこんなお悩みを持っている経営者様はいらっしゃいませんか？
もし心当たりがあれば、ご遠慮なく当事務所にご相談ください。

- ☆技術力、営業力はあるが、経理、経営面で不安がある方
- ☆従業員は奥様だけなので、帳簿を付けるのが大変な方
- ☆ご自身で確定申告をされていて、毎年大変な思いをされている方
- ☆税理士に頼んではいるが、毎月訪問しないなど不満をお持ちの方
- ☆節税方法が分からずに、無駄に税金を払い続けていらっしゃる方
- ☆開業創業したいが、方法が分からずに悩んでおられる方

『うちは税理士に頼むほど大きくない』『税理士は高い』などと勝手に決め付けていらっしゃる方も多いと思います。しかし、自社の経営をスムーズに運営するためには税理士の力が不可欠です。当事務所は平均経験10年以上のスタッフが揃っています。お客様のご相談には親身に対応しております。ぜひ一度ご相談ください！

尚、ご紹介頂いた場合、こんな特典をご用意しております。



**11月末までの期間限定
ご紹介料 3万円～**

期間限定のキャンペーンとなります。ぜひご協力をお願いします！